

せんしゅんかいデイサービスセンター 風車
認知症対応型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条

- 1 医療法人社団 千春会が開設する、せんしゅんかいデイサービスセンター 風車（以下「事業所」という）が行う認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスセンターの機能訓練指導員、生活相談員、その他の職員（以下「職員」という）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 事業所の職員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

(事業の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：せんしゅんかいデイサービスセンター風車
- (2) 所在地：長岡京市馬場井料田4-7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1人
- (2) 生活相談員1人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1人以上配置する。）
- (3) 介護職員又は看護職員2人以上（うち1人以上はサービス提供時間を通じて常時従事する）
- (4) 機能訓練指導員 1人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常 月曜日から日曜日まで無休とする。 但し、12月31

日から1月1日及び、事業所の諸般の事情により休業日を設ける場合がある。この場合、事業所通所者には事前に休業する旨を周知させるものとする。

(2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする

(3) サービス提供時間：①午前10時から午後4時までとする

②午前10時から午後5時までとする

※月額を限度額を超過される方は午後4時～5時までの1時間を保険外サービスとして500円で利用できるものとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 デイサービスセンターの利用定員は12名を1単位とし、2単位とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 事業所における「事業」の内容は次のとおりとする

(1) 送 迎：送迎必要な通所者に専用車により家庭までの送迎を行う。

(2) 健康チェック：血圧、体温、脈拍等、健康状態のチェックを行う。

(3) 活 動：日常生活動作や集団による機能訓練を行う。

(4) 昼食・おやつ：味付け、大きさ、固さ等、食べやすさ、年齢を考慮して提供する。

(5) 入 浴：通所者及び、家族の希望により必要な介助を行い、入浴を提供する。

尚、当日の心身の状況により中止することもある。

(6) そ の 他：四季折々の季節行事や、各種ゲーム、趣味、生きがい活動を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 原則として長岡京市とする。

(利用料等)

第9条

1 サービスを提供した場合の法定代理受領分以外の利用料の額については、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とする。

サービスを提供した場合の法定代理受領分については介護報酬告知上の額の1割を徴収する。

2 上記以外のサービスの提供以外に食費・おやつ代として682円を徴収する。

3 サービスを提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービスの内容及び、費用について説明を行い同意を得る。

4 レクリエーション等特別に費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所内「機能訓練室」を利用する際、職員等は、通所者が他の通所者との事故や「機能訓練室」内の備品等による事故にあわないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(緊急時における対処方法)

第11条 職員は「事業」を実施中に、通所者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

(非常災害等)

第12条 火災等、非常災害が生じた場合 職員は迅速かつ適切に通所者を安全な地域まで誘導しなければならない。

- 2 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第13条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備 又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のため指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染所の予防のための訓練を定期的実施する。
- 3 空調設備等によりデイサービスセンター内の適温の確保に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

- 1 虐待防止のための指針を設ける。
- 2 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。
- 3 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 サービスは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 3 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。なお、この取り扱いは職員でなくなった日以降も同様である。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千春会が定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成20年10月1日から施行する
この規定は、平成21年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成22年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成22年7月11日から改定・施行する
この規定は、平成23年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成24年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成24年9月1日から改定・施行する
この規定は、平成25年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成26年2月5日から改定・施行する
この規定は、平成26年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成27年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成28年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成29年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成30年4月1日から改定・施行する
この規定は、平成31年4月1日から改定・施行する
この規定は、令和1年4月1日から改定・施行する
この規定は、令和2年4月1日から改定・施行する
この規定は、令和3年4月1日から改定・施行する
この規定は、令和4年4月1日から改定・施行する
この規定は、令和5年5月1日から改定・施行する

この規定は、令和6年4月1日から改正・施行する